

## 議案第55号

富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例（平成24年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年5月29日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

指定地域密着型サービスの事業に係る基準の一部改正に伴い、富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第59条の22中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第61条第1項中「以下同じ。）に」を「以下この項において同じ。）に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。